

口座開設時にご提示いただく書類のご案内

平素は、格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

口座開設にあたりましては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづいて本人確認を実施しており、以下の書類をご提示いただく必要がございます。

何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

記

○窓口でご提示いただく書類

【個人のお客様】

顔写真のある官公庁発行書類

- ・ 運転免許証、運転経歴証明書
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 個人番号カード
- ・ 在留カード、特別永住者証明書
- ・ 身体障害者手帳 等

顔写真のない官公庁発行書類 + 他の本人確認書類等（注）

- ・ 各種健康保険証（国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証など）
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 国家・地方公務員共済組合の組合員証
- ・ 母子健康手帳
- ・ 戸籍謄本・抄本、住民票 等

※個人番号の「通知カード」は本人確認書類に利用できません。

（注）各種健康保険証等の顔写真のない本人確認書類の場合、他の本人確認書類（住民票等）や現住所の記載のある公共料金の領収書等のご提示等、追加のお願いをさせていただきます。

<子ども（未成年者）の口座開設の場合>

未成年者の預金口座開設に限り、親権者等法定代理人が本人に代わってお手続きいただきます。尚、以下の書類のご提示が必要となります。

- ・ ご来店いただいた方が、口座名義人となるお子さまの親権者等法定代理人であることが確認できる公的な書類（住民票、健康保険証など）
- ・ お子さまの本人確認書類（住民票、健康保険証など）
- ・ 親権者の本人確認書類（運転免許証など）

【法人のお客様】

- ・登記事項証明書（登記簿謄本・抄本を含む）
- ・印鑑登録証明書
- ・官公庁から発行・発給された書類

※上記の書類に併せて、実質的支配者(注)及びご来店された方の本人確認書類（運転免許証等氏名、住所、生年月日が確認できる書類）のご提示が必要となります。

※また、委任状や当該法人への電話等により、取引担当者の確認をさせていただきます。

(注) 法人等の実質的支配者とは

- ・株式会社等で、当該法人の議決権の総数の 25%超を有する者（50%超を有する者がいる場合はその者のみ）
- ・上記以外の場合は、その法人を代表し、その業務を執行する者

その他

- ・有効期限の定めがあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものにつきましては6ヶ月以内に作成・発行されたもの、または確認日現在で有効なものに限ります。
- ・お取引時確認ができない場合は、お取引をお受けできない場合がございます。
- ・詳しくは、営業店窓口までお問い合わせください。

以 上